

成年後見制度について

(1) 制度の理念と利用のきっかけ

成年後見制度の理念

- ①自己決定の尊重 ②現有能力の活用 ③ノーマライゼーション

私めきに、私のことを決めないで！
＝障害者権利条約

★判断能力の低下

→成年後見制度を利用する人は限定的（申立ての煩雑さと費用等）

★本人に寄り添う親族がいるか

→本人を代弁できる親族の存在の有無（家族代行）

→親族間に紛争性がないか

★保護が必要な場面

→虐待、医療保護入院、悪質な訪問販売など

★制度の利用が必要な法律行為

→預貯金等の管理、不動産の売買、遺産分割、訴訟など

(2) 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で**判断能力の不十分な方々**は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を**保護し、支援するのが成年後見制度**です。(法務省パンフレットより)

→ つまり、身体が病気でねたきりでも、判断能力があれば対象にはなりません。



(3) 成年後見制度が必要となった事例（認知症の方）

認知症があるAさんは、銀行でのATMの操作もできなくなっていました。姪がAさんに頼まれて窓口で手続きをしようとしたのですが「本人以外は 手続きできない」と断られてしまいました。

銀行の手続き
ができない！

認知症のあるBさんは、自宅での生活が困難になったため、ケアマネジャーが施設入所をすすめていました。しかし、入所には契約が必要です。

契約が理解
できない！

(4) 成年後見制度が必要となった事例 (知的障害の方)

知的障害があるCさんは、両親と暮らしていましたが、父親は数年前に他界。母親も高齢になり、本人の金銭管理や契約を代理するなどの支援が困難になってきました。


頼れる親族
がない！

軽度の知的障害があるDさんは、夫が急死し相続手続きが必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。

相続手続き
が心配！

(5) 成年後見制度が必要となった事例（精神障害の方）

精神障害があるEさんは、高額な布団の購入を強引にすすめられ契約してしまい、たびたび訪問販売の被害に遭っていました。しかし、成年後見制度を利用し保佐人が選任されることで、クーリングオフの期間を過ぎても契約を解除することができ、その後被害に遭うことはなくなりました。



消費者トラブルが怖い！

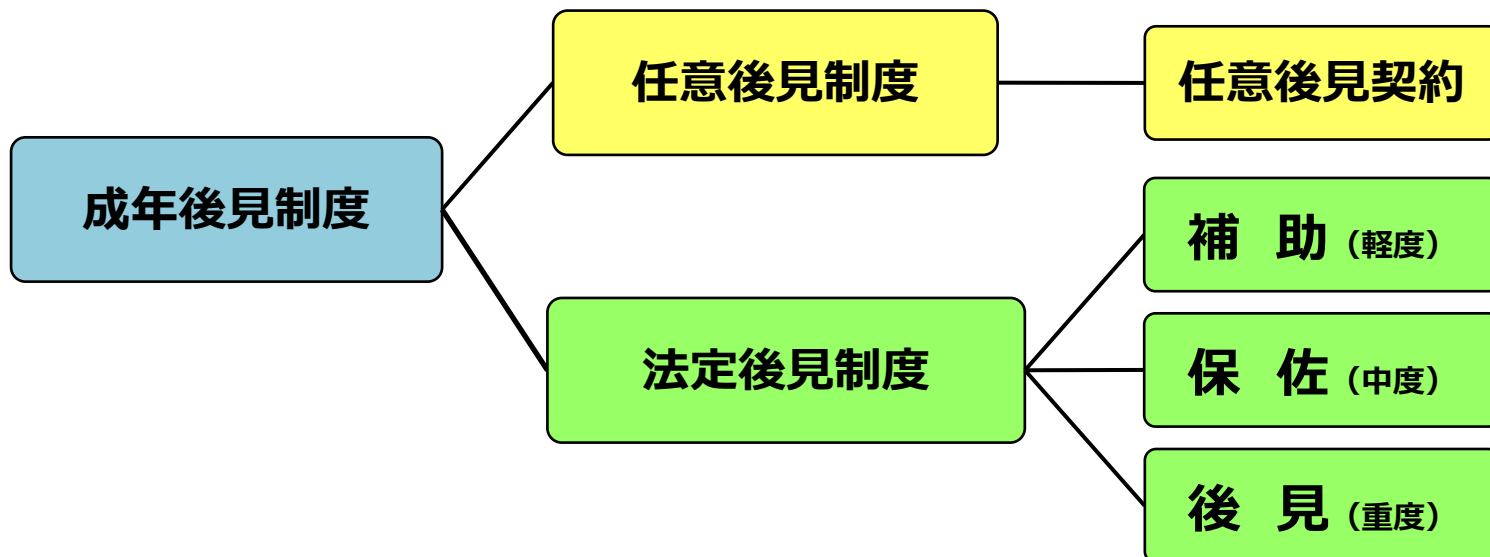
成年後見制度の種類

◎ 判断能力が不十分になる前に → 任意後見制度

今は元気だが、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておくものです。

◎ すでに判断能力が不十分 → 法定後見制度

本人や親族が家庭裁判所に申立てをすることによって、援助者として成年後見人等が選任されます。



成年後見人等の役割

(1) 身上保護

身上保護



本人（被後見人等）の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行います。

身上保護といっても法律行為によるものであり、本人に対し後見人が直接介護や看護などを行うことは含まれていません。

- 例)
- ◆家賃の支払いや、契約の更新など
 - ◆老人ホームなどの介護施設の各種手続きや費用の支払い
 - ◆医療機関に関しての各種手続き
 - ◆福祉サービスの利用手続き
 - ◆本人の状況に変化がないか定期的に本人を訪問し生活状況を確認 等

(2) 財産管理

財産管理



本人（被後見人等）に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することにも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

例) ◆印鑑、預貯金通帳の管理

◆収支の管理

（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払い等）

◆不動産の管理、処分

◆貸地・貸家の管理

◆遺産相続の手続き 等